

## 業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、令和7年度維新博メモリアル展示“弘道館”先輩役業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和7年度維新博メモリアル展示“弘道館”先輩役業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税額\_\_\_\_\_円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に、契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない（免除の場合あり）。

（業務の処理方法）

第5条 乙は、別紙仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾したときは、この限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲が書面による承諾をした時は、この限りではない。

（契約内容の変更中止）

第8条 甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は、契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の調査等）

第9条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について、乙に報告を求め、又は実地に調査することができる。

（業務完了報告書の提出）

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに委託業務の成果品を添えて甲に業務の成果に関する報告書（以下、「業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、業務完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の審査（以下、「審査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払い）

第11条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払い請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙がその責に帰する事由により、この契約に違反したとき。

（2）乙が委託契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（4）その他、委託業務の実施方法が適切でないと認められるとき

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金等）

第13条 乙は、前条の規定により甲が契約を解除したときは、違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、委託料の100分の10に相当する額とする。ただし、この違約金は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲から定められた期間内に支払わなかったときは、乙は支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(遅延利息)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により第2条に定める期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第3条に定める委託料の額に、年2.5パーセントの割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

2 前条第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、甲の指定する期限までに支払わなかったときは、甲は乙に対して、支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延金を請求することができる。

3 甲の責めに帰する理由により第11条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数について年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(著作権)

第15条 乙が委託業務により制作した成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。以下同じ)は、甲に帰属する。また、この委託業務を通じて、乙が新たに撮影した映像や制作した画像の著作権も甲に帰属する。ただし、乙が従前から保有する著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

2 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(保証)

第16条 乙は、委託業務に係る納入物件が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務委託の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第 19 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 20 条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、別記 2 「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約費用)

第 21 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の費用とする。

(協議)

第 22 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号  
佐賀県文化・観光局  
文化課長 南雲 秀哉

乙